

平成27年度
一般財団法人調布市武者小路実篤記念館
第2回臨時理事会

議 事 録

一般財団法人調布市武者小路実篤記念館

平成27年度
一般財団法人調布市武者小路実篤記念館
第2回臨時理事会議事録

日時 平成28年2月9日(火)
午後2時
場所 調布市東部公民館

出席理事(6人)

理事長	福	田	宏
常務理事	塚	越	博道
理事	宇	津	木光次郎
理事	柏	原	公毅
理事	安	本	登喜子
理事	濱	嶋	稔

監事	新	井	七吾
監事	市	瀬	秀

事務局	事務局長	生	野	正毅
	次長	福	島	さとみ
	事業係長	伊	藤	陽子
	総務係主事	清	水	想史

第2回臨時理事会〔議事次第〕

1 議題

(1) 審議事項

議案第1号 平成27年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館補正予算（第1号）

(2) 報告事項

報告第1号 調布市武者小路実篤記念館開館30周年記念事業について

報告第2号 ミュージアム・アドバイザーによる中間報告について

報告第3号 マイナンバー制度における特定個人情報の取り扱いについて

報告第4号 調布市武者小路実篤記念館の平成28年度空調改修工事に伴う休館について

2 その他

○事務局　それでは、ただいまから、平成27年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館第2回臨時理事会を開催させていただきます。それでは、臨時会の開催に先立ちまして、福田宏理事長から挨拶をお願いいたします。

○福田理事長　福田でございます。お集まりいただきましてありがとうございます。

何人かの方には、新年のご挨拶もさせていただいたんですが、今日、お集まりの中で初めての方もいらっしゃると思います。本年もどうぞ何分よろしく願いをいたします。

27年度、昨年とはまた記念館の創立30周年ということもありまして、皆様の教えも賜って無事いろいろな行事を済ませてまいりました。大変お世話になりました。ありがとうございます。記念館が30年続けてやってこられたのも、このご近隣含めた市民の皆様、市当局初め全国の実篤ファンの皆様のおかげかと感謝申し上げます。

最近では、また、恒例によりチョコレートを販売いたしておりますが、比較的事物としても好調に売れているようでございます。後ほど事務局のほうから話もあるかと思いますが、結構新聞等で評判になっておりますし、市当局にもいろいろと宣伝にご協力いただきまして、大変ありがとうございます。

また、新しい展示もございます。今年度はもう間もなく終わりますが、新年度に関しましては後ほどいろいろご報告ありますけれども、来年度は記念館自体の空調の工事等が入りまして、かなりの期間、休館をさせていただかなきゃならないかと思っております。その際には、また外へ出ていろいろやっていくかどうか考えております。その際には、また皆様にもいろいろお世話になりたいと思っておりますが、ひとつよろしく願いをいたします。今年度も何分よろしく願いいたします。

○事務局長　ありがとうございました。

それでは、これより臨時会を開催いたしますので、司会進行のほうを福田宏理事長と交替をさせていただきます。

○福田理事長　議事に入ります前に本日の理事会の効力について、事務局から報告願います。

○事務局長　本日の臨時会の成立につきましてではありますが、理事会につきましては、理事6名中6名が出席されており、過半数を超えていますので、一般財団法人調布市武者小路実篤記念館定款第34条の定足数に達していますので、成立していることを報告させていただきます。

○福田理事長 それでは、会議に入ります。議事録の署名人につきましては、理事会におきましては、定款第37条により出席した理事長及び監事が記名押印することとなっていますので、理事長の私及び本日出席の監事をお願いいたしたいと思えます。

始めに議案でございます。議案第1号「平成27年度予算の補正予算案について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第1号をご説明させていただきます。議案第1号 平成27年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館補正予算（第1号）。上記の議案を提出する。平成28年2月9日。提出者 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館理事長 福田 宏。

提案理由。一般財団法人調布市武者小路実篤記念館定款第8条の規定により、理事会の決議を求めため提案するものでございます。

それでは、補正予算第1号のご説明で1ページをごらんいただきたいと思います。事業活動収入についてです。事業活動収入は補正はなく、当初の1億1,504万1,000円となります。

次に、2ページをごらんくださいませ。支出のうち2事業費と3施設管理費の補正がございます。2事業費のうち、1普及促進事業費は、当初1,171万3,000円の予算額から19万円を減額し、補正後の予算合計は1,152万3,000円となります。2事業費全体は、当初1,763万1,000円から19万円減額し、補正後の合計金額が1,744万1,000円となります。

これに対し、3施設管理費のうち1施設管理運営事業費が、当初1,210万2,000円から19万円を増額し、補正後の合計額は1,229万2,000円となります。3施設管理費全体では当初予算1,766万8,000円に対し19万円増額し、補正後の合計額は1,785万8,000円となります。

以上、補正予算第1号では、収支とも合計には変わりはありませんので、当初の予算のとおり1億1,504万1,000円となり、収支差額はゼロ円となります。

補正内容の詳細については、3ページ以降でご説明させていただきます。3ページをごらんくださいませ。1管理費でございます。1管理費事務費の組み替えを補正いたします。1報酬に不足額が生ずることから、10万5,000円を増額し、補正後の予算合計が97万5,000円となります。これは30周年記念事業の開催に伴い、例年に対し役員報酬額が増えたためでございます。これに対し、3需用費より7万円と、5委託料より3万5,000円を減額して報酬に充てます。

3 需用費の補正後の予算合計額が122万1,000円、5 委託料の補正後の予算合計額が222万4,000円となります。いずれも契約差額が生じたことにより、事業費全体では、予算合計は変わりはなく964万9,000円となります。

次に、4 ページをごらんください。2 事業費のうち1 普及促進事業費を補正いたします。1 報償費で5 万円を増額します。これにより、補正後の予算合計額は72万5,000円となります。これは30周年記念事業のうち、「映画上映とおはなしの会」で、栗原小巻氏への支払いが当初委託料に計上されておりましたが、最終的には報償費の謝礼金での支払いとなったため、報償費に不足額が生じたためでございます。

次に、3 役務費です。5 万円を増額し、補正後の合計予算額は321万9,000円となります。これは30周年記念事業に関する美術品等の運搬費用と広報資料の発送にかかわる費用増により、役務費に不足が生じたためです。

次に、4 委託料です。報償費と役務費、それに後ほどご説明いたします施設管理費の増額に伴う費用を4 委託料で29万円減額して充てます。これにより、委託料は当初350万5,000円に対し、補正後の合計予算額は321万5,000円となります。この減額費用の理由は、先ほどご説明しました30周年記念事業にかかわる経緯、それから、27年度の委託料全体の契約差額によるものです。

事業費の2 資料管理費事業費と3 情報提供システム事業費については、補正はございません。

このため、2 事業費の総額は当初1,763万1,000円に対し19万円減額し、補正後の予算合計が1,744万1,000円となります。

次に、5 ページをごらんくださいませ。3 施設管理費では、1 施設管理運営事業費を補正いたします。1 需用費の内訳をごらんいただきますと、光熱水費が30万円増額となっております。これは電気料金の値上げに伴う費用増と5月の高温により冷房を入れる時期が例年より1カ月程度早くから入れたことにより、電気使用料が増えたことによる費用増でございます。これに対し、消耗品は10万円減額いたしました。

そして、修繕料は9万円増額いたしました。これは当初予算に予定されていなかった男子トイレのフラッシュバルブ修繕と展示室、それと風防室の照明の電気系統の修繕を緊急的に対応したことから、修繕費全体に不足額が生じたことにより、事業費全体では、予算合計は変わりなく964万9,000円となります。

これにより、1 需用費の合計は当初の予算567万3,000円に対し、29万円増額しまして596万3,000円となります。

3 委託料はこのうち維持管理委託料を10万円減額いたします。これにより、当初373万9,000円から10万円を減額し、補正後の合計は363万9,000円となります。これは平成27年度の契約差額及び執行状況から減額したものでございます。

委託料全体の合計は当初予算570万9,000円に対し10万円減額いたしまして、560万9,000円となります。これにより、3 施設管理費全体では、当初1,766万8,000円に対し19万円増額補正し、補正後の予算合計額は1,785万8,000円となります。

次に、6 ページ、4 自主事業費をごらんいただきたいと思います。4 自主事業費のうち、3 自主事業費の組み替え補正となります。3 一般需用費を5万円減額し、補正後の合計額は9万5,000円となります。また、5 委託料でも5万円減額し、補正後の合計額は15万円となります。いずれも契約差額による減額でございます。

この合計10万円を8 備品費に充てます。8 備品費は当初の予算10万円から10万円を増額補正し、補正後の合計金額は20万円になります。これは、平成27年度では順調に自主事業収入を確保できていることから備品購入をするものでございます。今回は展示室に開館当初からあるソファベンチの傷みが激しいことから、これにかえるベンチを購入する費用として増額いたします。自主事業費全体では、予算合計には変わりはなく547万6,000円となります。

以上で説明を終わります。

○福田理事長 説明は終わりました。ご質問はございませんでしょうか。
(「なし」)

○福田理事長 特に質問はないようでしたら採決をしたいと思えます。
本議案について、承認してよろしいでしょうか。
(「異議なし」)

○福田理事長 異議なしということですので、議案第1号「平成27年度の補正予算案」につきましては、承認されました。

続きまして、報告事項に入ります。はじめに、報告第1号「調布市武者小路実篤記念館開館30周年記念事業について」を事務局から報告いたします。

○事務局 報告第1号です。「調布市武者小路実篤記念館30周年記念事

業について」でございます。平成27年度は調布市市制施行60周年、実篤記念館開館30周年記念事業を展開してまいりました。

平成28年1月24日で、「我が家の実篤作品展」第二部が終了し、事業に一区切りつきましたのでご報告いたします。

お手元の報告資料をごらんいただきたいと思います。30周年事業の事業ごとに事業名、開催日時、参加者数、事業経費などのデータをまとめさせていただきます。ポイントをご説明させていただきます。

開館30周年式典でございます。平成27年10月26日に開催されまして、天候にも恵まれ、桐朋学園大学音楽部や調布茶道連盟のご協力をいただき、ミニコンサート、中庭での茶菓のご提供と、小規模ではございましたが、なごやかな会となり、出席者の皆様にはご好評をいただきました。費用につきましては、自主事業費から50万円余りの金額を執行いたしました。

2 記念誌発行でございます。「調布市武者小路実篤記念館 30年の歩み」ということで、10月24日に発行し、500部を発行いたしました。これは平成17年度、20年の歩みが刊行されまして、それに10年プラスしたデータをつけ加えたものでございますけれども、元資料である全ての事業報告にも改めて確認して修正を加え、作成したものです。冒頭にはカラーの口絵で写真なども入れさせていただきました。費用経費としては34万6,000円ほど事業費のほうから支出いたしております。

次に、記念事業です。9月15日に開催されました「映画「愛と死」上映とおはなし～栗原小巻さんをお迎えして」です。「たづくり」くすのきホールが満員となるほどで、入れなかった市民の方も多くいらっしゃるほどのご盛況をいただきました。

昭和40年代の映画、それから時代を超えた愛をテーマとした内容、時代の懐かしさも重なっておもしろかったという感想を多くいただきました。また、寺脇研氏の司会で栗原さん、石濱さんのトークでは、栗原さんのすてきで変わらぬ姿や、実際に演じられた俳優さんのお話が聞ける貴重な体験であったというふうに好評をいただきました。費用的には63万円余りを一般会計の事業費のほうから支出しております。

2 オリジナルフレーム切手の発行でございます。地元の郵便局と協力して2,000枚作成し、750枚を当財団でお引き受けいたしました。記念式典での記念品や特別展にご協力いただいた方への礼品に使用したほか、ミュージアムグッズなどでも販売いたしました。実際の費用としては物販事業費のほうで44万1,000円余りの支出になっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。展覧会・関連事業ということで、1春の特別展「一人の男～武者小路実篤の生涯～」ということで、平成27年4月25日から6月14日の44日間開催し、利用者数は2,103人いらっしゃいました。

生誕130年をも記念した展覧会で、実篤の自伝「或る男」と「一人の男」を追って90年の生涯と彼の作品群を紹介いたしました。特に、通常の特別展では借用に伺えない鹿児島県薩摩川内市の、まごころ文学館に所蔵する「或る男」の原稿を記念展ならではの見どころとして、ご紹介することができるなど、好評をいただきました。関連事業としては、展示解説、講演会というのを実施いたしまして、経費としては300万円余り、事業費のほうから支出しております。

次に、開館30周年記念特別展「我が家の実篤作品展」ということで、第一部は10月24日から12月6日まで38日間、利用者数としては合計1,385人、次に第二部が平成27年12月12日から平成28年1月24日の32日間で、利用者数が949人でした。

二部構成でございます。ふだん目にすることができない個人の方が所蔵している数々の作品を紹介して、第一部では、画家、小説家、彫刻家という日本を代表する芸術家たちが収蔵していた実篤作品とエピソードを交えて紹介いたしました。一流の芸術家たちが見る実篤に対する思いというようなことが感じることができて、実篤作品に対する新たな一面を知る機会となり、来館者の作品への親しみがより深まる展覧会となりました。

第二部では、一般の個人の方が所蔵されている所蔵品を紹介するものでございまして、仙川周辺や調布市内の方の所蔵作品も多く展示されており、実篤と地元の交流を知ることができ、また、現在も実篤が地元の人に大切にされていることがうかがえる展覧会となりました。

特に、第二部の開催時期はふだん利用者が少ない時期でございますが、特別展の開催、また、所蔵者の方が何度も来館したり、お知り合いの方にご紹介したりということで、入場者数がこの時期としては多くなりました。

また、この展覧会のパンフレットが大変好評で、頒布数も通常よりかなりよく出ております。実篤の画集を好まれる方が多いというニーズ、それから、根強い人気があるということがわかりましたので、今後の事業展開に役立ててまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○福田理事長　ただいまの報告について、質問ございませんでしょうか。

(「なし」)

○福田理事長 特に質問がないようでございますので、報告第1号「調布市武者小路実篤記念館開館30周年記念事業について」ご承認いただいたと思います。

次に、報告第2号「ミュージアム・アドバイザーによる中間報告について」事務局から報告をお願いします。

○事務局 次に、報告第2号「ミュージアム・アドバイザーによる中間報告について」です。平成27年度には、利用者の満足度を一層充実させるために第三者からの提案を参考にして、施設運営及び事業運営の向上を目指す目的として、ミュージアム・アドバイザーへの委託をいたしました。

今回の委託先は、一般社団法人アーツアライブ代表の林容子氏で、日本の芸術運営管理学の草分けとしてアメリカで学び、帰国後は展覧会の企画を初め近年ではアートと福祉をつなげるアーツアライブ活動を中心に活躍されて、数々の著作もある方でございます。

今回の依頼内容としては、1効果的な広報及び内容について、館報、市報、ホームページ、報道機関等へのリリースの内容を調査し、検討すること。

2施設運営について。エントランス周りの雰囲気、レイアウト、照明設備、色彩及び床や壁面の材質等を調査し、検討すること。

3事業運営について。展覧会のテーマ、展示内容、作品のレイアウト、解説文字の大きさや配置、各種講座の時期及び内容等において電話や受付の対応について調査し、検討するという内容で、これを調査期間内に5回は来館していただき実態を把握するという内容で、アドバイザーに依頼いたしました。

これに対し、上半期の報告がございまして、指摘事項とそれに対する当財団の回答をまとめた表を本日の資料として配付しております。主なポイントとしましては、まず、1館内サインと5展示にかかわる部分で、エントランスホールのサインや展示テーマの掲示がわかりづらいというご指摘がございました。これを受けて、財団ではエントランスホールの掲示物、配布物が多く伝わりづらいという判断から、展示案内の掲示を展示室入り口に、展示テーマの掲示を展示室の自動ドアの中、入り口脇に置き、内容を明確化し改善いたしました。

表の次にありますA4サイズでちょっとカラー写真を入れさせていただいたところでございます。また、今回は通常配布している広報印刷物と記

念館事業の資料を事前にお渡しすることで、初めてきた一般の来館者の目線で見えていただくという視点での視察結果となっております。

事前の施設のコンセプト、事業の詳細な説明ということの特にはしていない状況で、あくまでも一般の来館者の目線ということで見えていただきました。このため、指摘事項では、ショップや休憩コーナー、閲覧室、展示室の年表など、館の設計のコンセプトや事業運営の指針とは若干異なる内容の指摘が多くなっています。

これらは今後の長期的な視点で検討する中で、参考としてまいりたいと考えております。これらに対して、詳しくは当財団の対応や回答の欄をごらんいただきたいと思っております。

以上でご報告を終わらせていただきます。

○福田理事長　ただいまの報告について、ご質問ございませんでしょうか。

○安本理事　このミュージアム・アドバイザーの評を拝見いたしまして、喫茶コーナーなんかがあってもいいんじゃないかな。できるだけ滞在時間が、初めて詳しい方がいらした、研究をなさっている方にとってはすごく見どころがたくさんある記念館だと思うんですけども、あまり詳しくない方、あるいは市民が来たときに、ずっと見て、あっ、もう終わっちゃったという感じがするのが、私、実は印象だったんですね。

この間、実は石濱朗さんのお友達が連絡をくださってご案内をしたんですけども、入っていらして、その方たちの視線を追っていると、館に入っていらして、まずショップの商品のほうにふっと目がいってごらんになる。せっかくショップの反対側には実篤先生の大きな字があって、手形があってという、そういうことには目が向かないままに館の中に入られたので、とても残念だなというふうに思いました。

ですから、あの位置にショップがあるということは、かえって実篤先生の業績に対する理解を妨げることもあるのではないかと。ですから、ここにショップの位置についても書かれていますけれども、せっかく今度長い休館に入られるのでしたら、その点を少し考えていただければ、ここでは何を見てほしいんだということがはっきりしていくのではないかなというふうに思って、このミュージアム・アドバイザーの方の指摘は私は共感できる場所が多かったです。

以上です。

○福田理事長　ありがとうございました。皆様、いろいろなご意見がご

ございますので、いろいろなところでこういった公的な機関に質問を投げかけて、いろいろアンケートをとったりするわけです。それが全部が全部できるわけじゃもちろんないと思うんですが、そこで出てきたご意見をこうやって皆さんで、この意見はできるよねとか、あるいはこういうふうにやるといいよねみたいな意見の交換に役立てば、それはそれで結構なことかなと思っております。

これを機会に、また、改めて皆さん方からも、こういう点はどうかかなみたいなご意見をいただければありがたいと思っております。これは長い目で見て、これからどうしていくかにぜひ役立てていきたいと思えます。ぜひまた、皆様のご意見もいただければと思えます。ありがとうございました。

ということで、ほかにご意見がなければこれでご了承いただいたということにいたしたいと思えます。ご意見については、引き続きお寄せいただければありがたいです。

次に、報告第3号「マイナンバー制度における特定個人情報の取り扱いについて」を事務局から報告をお願いします。

○事務局長　それでは、報告第3号「マイナンバー制度における特定個人情報の取り扱いについて」説明をさせていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、いわゆるマイナンバー制度でありますけれども、その利用が税金関係を中心に平成28年1月1日から運用を開始されています。

一般財団法人調布市武者小路実篤記念館におきましても、マイナンバー制度の実施に対応していかなければなりません。全ての事業所に適用されるマイナンバー制度において、当財団におきましても、個人番号と特定個人情報の適正な取り扱いを進めるために情報漏えい等がないようにしながら、取り組みを進めていかなければなりません。

このため、当財団の取り組みの基本姿勢を示すものとして基本方針を定めたところがございます。この基本方針を受けて、具体的な事務の取り扱いに関する実施細目を規定する取り扱い規程の整備をさせていただいたところでもあります。これからその概要について説明をさせていただきます。

それでは、お手元の一般財団法人調布市武者小路実篤記念館における特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針をごらんください。

基本方針につきましては、当財団の業務を通じて取り扱う個人情報及び

特定個人情報の厳格な保護を重大な社会的責任と認識して、個人番号と特定個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを目的としています。

その基本方針の内容は大きく4点で構成されておりますが、初めにちょっとお断りをさせていただきますけれども、個人番号と特定個人情報の両方を意味するものとしたしまして、特定個人情報等と表現させていただきます。これ以降は特定個人情報等と言わせていただきます。

それでは、4点の内容は次のとおりとなっております。1点目は、特定個人情報等の取扱いの範囲及び体制についての方針です。特定個人情報等を取り扱う事務の範囲は、別表のとおりに特定しているところであります。また、事務取扱責任者と事務取扱担当者を明確にするとともに、特定個人情報等の取扱いに関する実施細目の規程等を策定して、体制の整備を行うとしているものでございます。

2点目は、安全管理措置についてです。情報漏えいや滅失または毀損の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、特定個人情報等の取扱いに際して、第三者に業務を委託する場合は、十分な管理体制を有する事業者を選定し、必要に応じて指導・監督を行うものとするとしております。

3点目は、関係法令等の遵守についてでございます。当財団は、特定個人情報等に関する法令及び関係法令等を遵守して、適正な取扱いを行うものとしております。

4点目は、特定個人情報等に関する問い合わせや苦情についてでございます。問い合わせ及び苦情については、適切かつ迅速な対応を行うための体制を整備し、これを扱う担当部署は事務局の総務係としております。簡単ではありますが、以上が基本方針でございます。

続きまして、基本方針のもとに策定をいたしました一般財団法人調布市武者小路実篤記念館における特定個人情報等の適正な取扱いに関する規程でございます。お手元の一般財団法人調布市武者小路実篤記念館における特定個人情報等の適正な取扱いに関する規程をごらんください。中身がたくさんありますので、重立った部分について、その概要を説明させていただきます。

最初に1ページ目です。はじめに、この規程の趣旨であります。当財団における特定個人情報等の適正な取扱いの確保をするために必要な実施細目をこの規程により定めるものとする趣旨でございます。

その次の第2条では、用語の定義が記載されておりますので、これにつき

ましては後ほど目を通していただきたいと思います。

次に2ページ目をお願いいたします。第3条の適用範囲でございます。当財団の役員、職員を初め当財団が実施する講座等における講師、業務委託している会計事務所等が適用する範囲となってきます。

次の第4条の当財団が個人番号を取扱う事務の範囲は、この規程の最後の9ページにあります別表のとおりとなっております。大きい区分といたしましては、1の役職員に係る個人番号関係事務と2の役職員以外の個人に係る個人番号関係事務となっております。

次の第5条の当財団が取扱う特定個人情報等の範囲は、1つ目には役職員と役職員以外の個人から提示を受けた本人確認書類とその写し、2つ目に、行政機関等に提出するために作成した届出書類とその控え。3つ目には法定調書を作成する上で役職員や役職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書類。4つ目には、その他として、個人番号と関係のある保存される書類というふうに範囲を決めているところでございます。

なお、ケースによっては、前の4つに該当するかどうか定かでないときにつきましては、事務取扱責任者が判断するものとするを規定しています。

次に、第6条の事務取扱責任者の責務では、この規程及び委託先の選定基準の承認及び周知を初めとした9つの事項を遵守するとともに、それらの事項の権限と責務を果たすものを規定しています。

そして、その第2項において、事務取扱責任者は事務局長をもって充てるとさせていただいております。

次の第7条の事務取扱担当者の責務では、事務担当者は、特定個人情報等の取得、保管、利用等の特定個人情報等を取扱う業務に従事する際は、番号法やその他関係関連法令、特定個人情報ガイドラインを遵守するとともに、事務取扱責任者の指示に従い、特定個人情報等の保護をしながら業務を行うものとしています。

第2項では、2ページから3ページにまたがりましても、特定個人情報の漏えい等、この規程に違反している事実や兆候を把握した場合は速やかに事務取扱責任者に報告することとしています。

続いて同じく3ページ目の第3項では、事務処理担当者は、必要な個人情報の確認等の事務を行った後は、速やかに書類を定められた方法で処理して、自分の手元に個人番号を残してならないこととしています。

次に、第11条の運用状況の確認及び記録では、運用状況を確認するため、

第1号の特定個人情報等の取得及び特定個人情報ファイルの入力情報を初めとした第6号までの利用実績等を記録することとしています。既に記録簿は用意してございます。事務処理担当者が記入した後、係長から事務局長までがそれぞれ確認して押印をしていくようにしています。

次に、4ページをお願いいたします。第14条の特定個人情報等を取扱う区域の管理では、管理区域及び取扱区域を明確にして、物理的な安全管理措置を講じるものとしています。具体的には、当財団におきましては、管理区域として地下にあります施錠のできる文書庫、そして取扱区域としては事務局総務係の施錠のできる執務室を特定し、安全管理の措置を施すものでございます。

次に、第15条の機器及び電子媒体等の盗難等の防止では、使用するノートパソコン等は、使用しないときは地下の施錠のできる文書庫に保管することとしています。

次に、5ページとなります。第22条の特定個人情報等の適正な取得では、特定個人情報等を取得するときは、適法で公正な手段で行っていくものとしています。

次に、第23条の特定個人情報等の利用目的では、第4条で掲げた別表の取扱事務の範囲内とすることとしています。

次の第25条の個人番号の提供の要求では、事務処理の必要に応じて本人や個人番号利用事務を処理する者。個人番号利用事務の委託を受けた者。そして、個人番号関係事務を処理する者や個人番号事務の委託を受けた者に対して、個人番号の提供を求めることができるものとしております。

次に6ページになります。第27条の特定個人情報等の提供の求めの制限では、番号法により特定個人情報等の提供を受けることができる場合以外は、提供を求めてはならないものとしています。

続いて第28条の特定個人情報の収集の制限では、第4条の別表で規定した事務の範囲を超えて収集してはならないとしています。

次に、第30条の特定個人情報等の利用制限では、人の生命や財産等の保護の必要がある場合を除き、利用目的を超えて特定個人情報等を利用してはならないこととしています。

次の第31条の特定個人情報ファイルの作成制限では、第4条の別表で規定する事務を除いて、特定個人情報ファイルを作成してはならないとしています。

次の第33条の保有個人情報に関する事項の公表等では、保有個人情報に

関する事項は、本人の知り得る状態にしておくこととしています。

次に7ページとなります。第35条の特定個人情報等の提供制限でございますが、番号法の第19条の第1号の個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、本人もしくはその代理人または個人番号関係事務実施者に対して特定個人情報を提供するときを初めとして、第15号までの各号に掲げる場合を除いて、本人の同意の有無にかかわらず特定個人情報を第三者に提供しないこととしています。

次の第36条の委託先の監督では、個人番号関係事務または個人番号利用事務の全部または一部の委託をする場合には、当財団がみずから課している安全管理措置と同等の措置が委託先においても行われるように適切な監督を行うこととしています。

第2項では、必要かつ適切な監督に要する事項として、第1号から第3号までを挙げています。

第3項では、委託先の適切な選定にあたり、確認する事項として第1号から第5号まで挙げています。

第4項では、委託先に安全管理措置を遵守させるために、契約の締結にあたって、第1号から第10号までの確認をすることとしています。

第5項では、委託先の安全管理が適切に行われているかどうかのモニタリングの実施をすることとしています。

第6項では、委託先において情報漏えい、事故等が発生したときの速やかな対応や報告が行える体制になっているかの確認をすることとしています。

以上が規程の主だった内容の概要であります。このマイナンバー制度は我が国において初めて実施する制度であります。どの事業者も手探りでのスタートといった状況であろうと思います。当財団におきましても、業務を実践していく中で、この規程と実施業務がもし整合しない、そういった場合が出てきたときには、規程の改正も考えながら、業務にあたっていきたいと考えていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、この基本方針と規程につきましては、当財団内部だけではなく、外に向けても明らかにしていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○福田理事長　今、事務局長から話がありましたように、マイナンバー制度自体が非常にまず手探りで始まっている印象を持っております。私どもでももちろんそうですし、市当局でもかなり窓口では悩んでいらっしや

るんじゃないかと思えますし、ただ、それぞれの事業所でもこの取り扱い、非常に難しいかと思えますけれども、手探りで確実にやっていきたいと思っております。

何かご質問ございますか。

○事務局長 私どももちょっと初めてなものですから、参考事例になるようなところを調べていって、必要に応じてそういうところを見学させていただいたりとか、あるいは真似させていただくとか、いいところは取り入れて対応していきたいというふうに考えております。

○福田理事長 あと、私から質問というとおかしいんですけども、特に最近、年金事業団含めて、サイバー何とかショックですか、攻撃を受けて、るる情報が漏えいしたりして問題になっております。個人情報の管理というのは厳格にやっていかなきゃいけない重要な問題ですので、そこら辺について、特に、この小さな館でそれだけの専門家もなかなかいないところでこれを管理していくというのはかなり大変なことだと思うんですけど、そこいら辺、特にうまくできているかということのを誰がちゃんとチェックできるのか。

その責任者はもちろん事務局長なんですけれども、責任者たる事務局長さんがちゃんとチェックできているかということ、また外部を含めてチェックする体制というものをつくっていかなきゃいけないと思えます。そこら辺を含めていろいろ模索していかなきゃいけないかと思えますけれども、やっていただけたらなと思えます。よろしくお願ひします。

特に、それ以外のご質問がなければ、これでご了承いただけたものとしたします。

次に、報告第1号「調布市武者小路実篤記念館の平成28年度空調改修工事に伴う休館について」をご説明お願ひします。

○事務局 報告第4号でございます。報告第4号「調布市武者小路実篤記念館の平成28年度空調改修工事に伴う休館について」でございます。実篤記念館は開館から30年、資料館増築からも21年が経過いたしました。このため、平成28年度に、全館に及ぶ空調と換気扇の改修工事を実施する予定で、長期間休館することとなります。

空調工事にかかわる事業計画、予算等は、今後2月29日より開催予定の平成28年第1回調布市市議会定例会での審議を経て決定されることとなりますが、当財団といたしましても、事業計画が例年と大幅に変更することとなりますので、平成28年度の事業計画や予算のご審議をいただく定例会

よりも前に、役員の皆様に工事内容や財団の予定をご説明させていただきたいと存じます。

配付資料をごらんいただき、配付資料の2ページ目の館内案内図というのをごらんいただきながら、ちょっとご説明させていただきたいと思えます。

まず、空調入替エリアという形でちょっと赤っぽいオレンジっぽいエリアでございます。これは本館は展示室、エントランスホール、それから増築部分の資料館でございますが、こちらのほうは全く今まで空調機の入替えをしていないので全てになります。展示室、閲覧室、休憩コーナーの1階部分のお客様が入れる部分、それから、地下の収蔵庫、大きい収蔵庫とフィルム収蔵庫、財団の事務室、学芸員室、地下の作業室という大きな部分のエリアが空調機の入替エリアになります。

それから、換気扇はこれは全く30年前の開館以来、一切換気扇の取り替えをしていませんので、本館部分の2階収蔵庫の換気扇、それから3カ所のトイレ、それから、資料館の増築部分で言いますと空調機の関係ない部分で、トイレ、ロッカールーム、展示用倉庫、事務用倉庫、機械室等の空調の空調機がないところでも換気扇がございますので、換気扇を全て入れ替えるということになっています。

そしてまた、工事の際に斜線の部分ですが、まずは1階の学芸員室と財団の事務室、それからトイレ周り、ロッカールーム、地下の作業室と展示用倉庫、事務用倉庫に至っては、天井の全面改修も伴ってまいります。全部取り払って改修するということになっておりますので、かなりここからも工事期間中、職員等がいられない状況になります。このほか、天井の改修をする箇所を中心に照明器具のLED化の改修もあわせて行われることになっております。

現在、工事期間は平成28年10月から2月末を予定しております。それは1ページ目の冒頭の部分のところに書いてあります。それに3で空調改修工事に伴う休館期間として予定しておりますのが、平成28年11月8日から29年の3月24日、これはあくまでも最大限ということで考えております。

2月の末に工事完了後、引き渡し後、化学物質のT-VOCの検査をする必要がございます。その検査をクリアした後、また、開館する準備のために展示室の環境状況ですね、改修された機械がちゃんと作動して温湿度の管理がちゃんとされているか。

それから、期間中、さまざまな作業とか工事のために開けっ放しになっ

たりしているような状況もございますので、その中で虫やカビ等の菌害ですね、そういったものがないかというような確認、チェック。場合によっては、そういう場合の清掃なども含めて開館準備にかかわりますので、平成28年11月8日から3月24を一応最大の予定としております。なるべく休館期間は短いほうがいいので、展示室のみの先行的な開館なども検討をしている状況でございます。

ただ、T-VOCの検査結果をクリアしなければ、財団の事務室、学芸員室、作業室などに入室できないという、物も入れ込めないという状況になっておりますので、まずは展示室の先行開館、資料館側については、ちょうど移転スペースとなっておりますので、それ以降の開室というような形になるかと思えます。

また、天候による工事のおくれ、化学物質の検査結果などによっても、予定している現在の休館期間というのも確定ではございませんので、あくまでも予定という広報に今後ともなっていくかというふうに考えております。

財団としてどういう状態をするのかということでございます。休館中は特に展示、展覧会などが11月以降ほぼ3月いっぱいできない状況でございますので、休館中の展示普及事業の面では、姉妹都市の交流展として木島平村の農村交流会での展覧会やそれが10月の末から11月の後半ぐらいまでを予定しております。

それから、移動展として、たづくりで1月半ばから2月の後半にかけて開催するというを中心、可能な限り、館の外に出て事業展開をしたいというふうに考えております。

また、2つの展覧会を中心に講座や講演会の普及事業なども、記念館ないしこの周辺ではなかなかできないものですから、外に出て、たづくりさんとか木島平の交流館での講座なども考えているという状況でございます。

それから、また、これ以外にも重要な仕事として、工事期間中には収蔵庫も対象となります。そのために貴重な所蔵品の移動、保管にかかわる作業も財団が担うことになっております。資料1枚目の4空調改修工事に伴う作業というところでございますように、美術資料、地下の収蔵庫の貴重図書、それから一部美術資料は4カ月間、2階の収蔵庫の美術品及び直筆の資料に関しては1カ月間、館外のトランクルームなどに移動、保管することになっております。

この機会に所蔵品の再点検や未整理資料の整理、保存作業をあわせて進

めたいというふうに考えております。また、改修工事エリアの事務室等の一時移動ということもあります。

改修工事費及び改修前後の化学物質の検査の契約や予算に関しては、実篤記念館費として郷土博物館のほうで対応される事業となります。財団のほうは、工事中の収蔵品の搬出、保管、搬入の作業を行うためのこれにかかわる経費がございませぬ。これは例年の事業費に加えて指定管理費のほうで予算化されることとなっております。

簡単ではございませぬが、以上でご説明を終わらせていただきます。

○福田理事長　以上、報告第4号のご説明をさせていただきました。何かご質問等ございませぬでしょうか。

○柏原理事　それでは、意見として申し上げます。まず、化学物質対策ですけれども、調布市はもう10年以上昔になりますけれども、ちょっと化学物質の件では痛い目にあつてございませぬ。大変な騒ぎになった経験もございませぬので、先ほどの展示室とかの開館を少し考慮するとかということもございませぬけれども、無理にあせつて開館をするよりは、慎重にやつて万全を期した形での開館をされたほうがいいんじゃないかなということをおし上げておきたいなと思ひます。

それから、あと、私、市役所で環境部署を主管してございませぬけれども、LEDの導入であるとかということ、そういった新たな取り組みをされるということは大変結構だなと思ひますし、また、空調機器についても、最近非常に性能があつてございませぬので、もちろん予算の制約はございませぬけれども、予算の範囲内で対応できるものであればなるべく環境性能等も考慮された形で導入を願つていただきたいなということをおし上げたいと思ひます。

以上でございませぬ。

○福田理事長　貴重なご意見ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問ございませぬでしょうか。

（「なし」）

○福田理事長　特にないようですので、それでは、報告第4号「調布市武者小路実篤記念館の平成28年度空調改修工事に伴う休館について」ご了承いただいたものと思ひます。

この間、ご不便をおかけするかとと思ひますが、改めてまた、皆様にいろいろご協力を賜りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局からその他の報告ありませんでしょうか。

○事務局長　　ちょっと1件、次回の定時になりますけれども、理事会の日程について予告をさせていただきたいと思います。今、ちょっとお手元にペーパーを配らせていただきます。ちょっとお待ちください。

それでは、お手元のほうに配付させていただきました平成27年度の第2回定時理事会の開催ということでございますけれども、大変お忙しい中ではございますが、3月29日の火曜日の日に実施させていただきたいというふうに考えております。

理事会につきましては、正式に何時というのはまだ決定していませんけど、おおむね午後1時半ぐらいから3時半ごろにかけて開催させていただければと思っています。また、詳細が決まりましたら改めてご通知のほうをさせていただきたいと思いますが、今回、開催の場所につきまして、一応調布市の教育会館を借用させていただこうというふうに考えてございます。市役所の前にありますけれども、調布市教育会館の3階の302の研修室をお借りさせていただくというようなことで、今予定させていただいておりますので、大変お忙しいところ恐縮でございますが、スケジュールのほうを入れていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、もう一つですけれども、これは予告でございます。ペーパーはないですが、新年度に入りまして28年度の第1回目の定時の理事会の日程についてであります。これはまだ予定で一応想定しているところは4月の下旬、第4週目あたり、ゴールデンウイークに入る直前ぐらいの第4週目ぐらいを中心に今、想定しながら今後、詰めていきたいというふうに考えてございます。

この件につきましても、また、はっきりしてきましてお知らせさせていただきますけれども、一応予定でございますが4月の第4週目のゴールデンウイークの直前あたりに開ければなというふうに考えているところがあります。

予告が2つも続きまして大変申しわけないですけれども、お忙しい中とは思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○福田理事長　　ほかには。

○事務局　　きょう、外部の委員の方々にはバレンタインのことしの限定チョコレートを置かせていただきました。ことしもモロゾフさんで提携させていただいて、シルバーの缶にランの絵でピンクのちょっとかわいらし

いものです。昨年とちょっとチョコレートが変わっておりまして、セミスweetのちょっと大人の味ということのを売りに売らせていただいております。大体ことしも3,000缶用意いたしまして、去年と同じぐらいの順調な推移で出ているという状況でございます。東京新聞とそれから、読売新聞のほうに掲載されていまして、それ以外にも地元のローカルのテレビとかJCOMのほうでは……。

○事務局 JCOMのデイリーニュースが、あした放送かと思います。

○事務局 ということで、バレンタイン特集という中で調布のバレンタインということで、私どものチョコレートを取り上げていただいたという番組もあるということになっておりますので、もし、ごらんいただける機会がある方はごらんいただきたいと思います。少し持ってきている。もし、よろしければ追加のお買い求めもということですが、常務が一生懸命営業してくださっておりますので。

○福田理事長 最近、NHKさんが、あれは「ためしてガッテン」だったかな、チョコレート、特に70%以上のチョコレートを毎日25グラム食べると非常に健康にいいとか、頭がよくなるとか、がんにならないとかいろいろのことを言ってますけれど。これはまたスーパーの棚からチョコレートがなくなるかなと思って次の日、見てみたら、意外とそうでもないの、健康のためには実篤チョコは非常に役立つそうでございます。よろしく願いいたします。

○安本理事 セミスweetは、それこそカカオ度が高いんですか、もしかしたら。

○事務局 去年のミルクのほうは配合率で言うとミルクの割合と砂糖の割合が多くなってしまっていたんですが、それに比べますと今回はそういった混ぜ物の率がやや少ないということで、今の健康の話で言いますと、今回のほうがよろしいかもしれません。

○福田理事長 まあ、冗談はさておき、引き続きよろしく願いいたします。

今、事務局長からお話ございましたが、3月29日、また理事会の開催を予定いたしております。また、4月下旬、続けてで2月、3月、4月と続きますけれども、ぜひお集まりいただければと思います。よろしく願いをいたします。

ほかに何かお話のある方いらっしゃいますか。

○事務局 よろしいですか。今回の「我が家の実篤作品展」を契機とい

たしまして、地元仙川でのご所蔵の方から寄贈と寄託のお申し出を複数いただいております。これから手続をとっていくものではございますが、今回の展覧会がそういった契機になったということをご報告をさせていただきます。

○福田理事長　いろいろ持っていらしたものが、特にお亡くなりになった方が集めたものなんか散逸しちゃうのはもったいないということもございます。皆様のところにあるものについてもぜひ受けたいと思います。よろしく願いいたします。

これはあれですけど何かほかにお話、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。ないようでしたら、以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、平成27年度一般財団法人調布市武者小路実篤記念館第2回臨時理事会を終了させていただきます。理事、監事の皆様、長時間にわたる議事進行にご協力をいただき、ありがとうございます。これをもちまして、散会とさせていただきます。ありがとうございます。

(午後3時30分 閉会)